

# 第3編 資料編・用語集



## 第3編 資料編・用語集 目次

第1 総則 .....	1
1 狹山市防災会議条例 .....	1
2 狹山市防災基本条例 .....	3
第2 防災体制 .....	8
1 狹山市災害対策本部条例 .....	8
2 自主防災組織一覧 .....	9
第3 応援協力 .....	10
1 災害時応援協定一覧 .....	10
第4 交通・輸送・災害復旧 .....	14
1 狹山市緊急輸送道路図 .....	14
2 県指定第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路一覧 ..	15
3 ヘリコプター臨時離発着場一覧 .....	15
第5 避難場所等 .....	16
1 指定緊急避難場所一覧 .....	16
2 指定避難所一覧 .....	17
3 指定福祉避難所一覧 .....	18
第6 物資等 .....	19
1 保有水量 .....	19
2 災害用給水井戸設置場所 .....	19
3 指定防災井戸一覧 .....	20
4 災害時井戸水供給協定事業所一覧表 .....	21
第7 通信等 .....	22
1 狹山市防災行政無線(60メガヘルツ帯デジタル:同報系)概要 .....	22
2 狹山市防災行政無線(60メガヘルツ帯デジタル:同報系)施設設置一覧 .....	22
3 狹山市地域防災無線(260メガヘルツ帯デジタル:移動系)概要 .....	24
4 狹山市地域防災無線(260メガヘルツ帯デジタル:移動系)施設設置一覧 .....	25
第8 医療救護 .....	27
1 市内後方医療機関 .....	27
2 県指定の災害拠点病院・災害時連携病院 .....	29
3 国立病院機構災害医療センター .....	30
第9 災害環境 .....	31
1 急傾斜地崩壊危険区域一覧 .....	31
2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧 .....	31
3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧 .....	32
第10 消防関係 .....	34
1 狹山市消防団 .....	34
第11 航空機事故関係 .....	36
1 自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定 ..	36
2 航空事故等連絡会議規約 .....	38

[用語集]



# 資料編



## 第1 総則

### 1 狹山市防災会議条例

昭和 39 年 6 月 26 日  
条例第 21 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、狹山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成 12 年条例 23 号〕)

#### (所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 狹山市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(一部改正〔平成 24 年条例 42 号〕)

#### (会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 埼玉県知事の部局の職員
- (3) 埼玉県警察の警察官
- (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (5) 埼玉西部消防組合の消防署長及び市の消防団長
- (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (7) 市職員

- 6 前項第 4 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成 11 年条例 15 号・14 年 33 号・17 年 11 号・24 年 42 号〕)

#### (専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関する必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年6月30日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月23日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年9月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第15号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月28日条例第11号)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第5項の規定により委員に任命し、又は指名されている者は、改正後の第3条第5項の規定により委員に委嘱し、又は任命された者とみなす。

附 則(平成24年12月19日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中狭山市防災会議条例第3条第5項第5号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 2 狹山市防災基本条例

令和元年12月23日  
条例第19号

日本各地において、地震による甚大な被害に加え、これまでに経験したことのないような大雨による甚大な被害に見舞われることが多くなってきています。

東日本大震災及び熊本地震においては、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況もあり、自助・共助の重要性が、認識されたところです。そのため、災害への対応については、公助のみならず、自助・共助による対応が欠かせないものとなっています。

こうしたことから、本市においても、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」及び行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があることから、それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組むために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、市民、事業者及び市の防災における責務及び役割を明らかにし、災害の予防対策、災害が発生した際の応急対策並びに復旧及び復興の対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域防災の充実及び強化を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に在住する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 自主防災組織 共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するために自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。
- (6) 防災関係機関 埼玉県警察、埼玉西部消防組合その他防災対策を実施する埼玉県の関係機関及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

#### (基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、自助・共助・公助の考え方に基づき、それぞれの責務と役割を果たすとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組まなければならない。

2 市民、事業者及び市は、本市の地域特性及び社会情勢を踏まえ、要配慮者をはじめと

した多様な主体の視点を反映するとともに、災害による被害を最小化する減災の考え方を基本とし、防災対策に取り組まなければならない。

3 市民、事業者及び市は、防災に関する知識を習得し、災害から命を守る行動力を高め、及び助け合いの精神を育むことにより、災害時に備えるとともに、後世に時代の変化に合わせて、これらを継承していかなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 狹山市防災会議(狭山市防災会議条例(昭和39年条例第21号)第1条に規定する防災会議をいう。)は、前条に規定する基本理念を狭山市地域防災計画に反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自己及び家族の安全を確保するため、自ら災害に備えるよう努めるものとする。

2 市民は、相互に協力して防災対策に取り組むことができるよう、地域住民の良好な関係の形成に努めるものとする。

3 市民は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、事業者、学校等による防災対策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員、事業所への来所者及び周辺地域の住民の安全を確保し、生命を守るため、施設及び設備の安全管理に努めるものとする。

2 事業者は、災害による交通機関の停止により帰宅が困難になった者への対策及びその内容の従業員への周知に努めるものとする。

3 事業者は、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会の提供に努めるものとする。

4 事業者は、災害時において、事業活動を継続し、又は再開できる体制の整備に努めるものとする。

5 事業者は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、学校等による防災対策に協力するものとする。

(市の責務)

第7条 市は、防災に関する普及啓発活動を推進するものとする。

2 市は、防災対策を円滑に実施するために必要なデータの整備及び保全並びにバックアップ体制の整備を推進するものとする。

3 市は、防災対策を円滑に実施するために必要な体制の整備及び強化を図るものとする。

4 市は、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した防災対策を推進するものとする。

## 第2章 防災を担う人づくりの推進

(防災に関する知識の習得等)

第8条 市民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行うよう努めるものとする。

2 市は、防災に関する教育及び防災訓練を充実させていくものとする。

3 市は、地域の防災活動を支える防災リーダーとなる人材の育成に取り組むものとする。

4 市は、災害発生時に迅速かつ的確に災害対応を実施できるよう、研修及び訓練により

市職員の防災に関する知識及び技術の習得に努め、防災意識の向上を図るものとする。

### 第3章 災害への備え

#### (市民の備え)

第9条 市民は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 家族等の安否確認の手段の取決め
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 非常持出品の準備
- (6) 家具等の転倒防止及び落下防止の対策
- (7) 自宅の耐震性の確保
- (8) その他災害に必要な備え

#### (事業者の備え)

第10条 事業者は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 従業員の安否確認の手段の確保
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策
- (6) 施設の耐震性の確保
- (7) その他災害に必要な備え

#### (市の備え)

第11条 市は、情報の収集及び伝達体制の整備及び充実、備蓄体制の充実及び強化、応援の受入体制の整備、公共施設の耐震化その他の災害に備えるために必要な施策に取り組むものとする。

### 第4章 災害に強い地域づくり

#### (自主防災組織の結成及び充実)

第12条 市民は、共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うことを目的に、自主防災組織の結成及び充実に努めるものとする。

2 市は、自主防災組織の結成及び充実のため、積極的な支援及び協力を行うものとする。  
(自主防災組織のネットワークづくり)

第13条 自主防災組織は、平常時からつながりを持ち、それぞれの有する防災に関する知識、経験等を共有するとともに、平常時及び災害時において、相互に連携し、効果的な活動を行うことができるよう、組織のネットワークづくりに取り組むものとする。

2 市は、自主防災組織のネットワークづくりに積極的な支援及び協力を行うものとする。  
(防災のための地域の連携)

第14条 自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、災害時の応急対応において相互に連携するために、平常時からつながりを持つことに取り組むものとする。

2 自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画の作成に取り組むものとする。

3 市は、前2項の規定による取組に積極的な支援及び協力を行うものとする。

## 第5章 災害応急対策

### (市民及び事業者の災害応急対策)

第15条 市民及び事業者は、災害時において、生命、身体及び財産を守るため相互に連携し、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 災害時の正しい情報の収集、共有及び発信
- (2) 出火の防止及び初期消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 近隣住民の避難支援
- (5) 市と連携した避難所の運営
- (6) 市と連携した炊き出し等の給食及び給水の活動
- (7) その他必要な災害応急対策

### (市の災害応急対策)

第16条 市は、災害時において、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した災害応急対策に取り組むものとする。

## 第6章 要配慮者への支援

### (市民及び事業者による支援)

第17条 市民は、平常時から地域の要配慮者を把握するとともに、顔の見える関係を築くことに努め、災害時においては、避難することが困難な要配慮者の支援に努めるものとする。

2 事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

### (市の支援)

第18条 市は、災害時において、要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から支援体制の整備を進めるものとする。

2 市は、地域における連携及び協力を促し、自助・共助・公助の役割に基づく要配慮者の支援対策を行うものとする。

## 第7章 復旧及び復興の対策

### (市民の復旧及び復興の対策)

第19条 市民は、災害時において、相互に協力し、速やかに自らの生活の再建を図るとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の復旧及び復興の対策)

第20条 事業者は、災害時において、市民生活の安定化に資するため、事業の継続又は速やかな再開に努めるとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

### (市の復旧及び復興の対策)

第21条 市は、災害時において、市民生活が再建し、並びに事業者の事業が継続し、及び速やかに再開されるよう、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関、ボランティア等と連携し、計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。

## 第8章 他の地方公共団体への支援

第22条 市は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生した場合において、支援が必要と認めるときは、被災した地方公共団体に必要な支援を行うものとする。

2 市民及び事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

## 第9章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第2 防災体制

### 1 狹山市災害対策本部条例

昭和39年6月26日  
条例第20号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき狹山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(一部改正[平成9年条例11号・24年42号])

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第3条 災害対策本部に災害予防及び災害応急対策を実施するため、部を置く。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(一部改正[平成9年条例11号])

#### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(追加[平成9年条例11号])

#### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(一部改正[平成9年条例11号])

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年6月27日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月19日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

## 2 自主防災組織一覧

(令和7年9月1日現在)

No	地区	自主防災組織	No	地区	自主防災組織
1	入間川	峰	49	堀兼	東三ツ木
2		旭町	50		西武団地
3		菅原一丁目	51		新狭山ハイツ
4		菅原二丁目	52		つつじ苑
5		菅原三丁目	53		シャルマンコーポ狭山
6		祇園	54	奥富	東部
7		東急入間川	55		西部
8		富士見一丁目	56		西方
9		富士見二丁目	57		吹上
10		パイロットハウス狭山台	58		前田
11		コート狭山台	59		大芦
12		平野台	60	柏原	柏原第一区
13		本町	61		柏原第二区
14		本町一丁目	62		柏原第三区
15		本町二丁目	63		柏原第四区
16		子の神	64		柏原第五区
17		御幸一	65		柏原第六区
18		御幸二	66		柏原第七区
19		下諏訪	67		柏原第八区
20	入曾	鶴ノ木第一	68	水富	水富第一区
21		鶴ノ木第二	69		宮地
22		鶴ノ木第三	70		水富第二区
23		鶴ノ木第六	71		根山
24		鶴ノ木第七	72		霞町
25		上窪マーガレット	73		奥州道
26		入曾第九区	74		水富第三区
27		東急台	75		下広瀬団地
28		若葉台	76		水富第五区
29		武藏	77		金井
30		水押	78		水富第六区
31		松風	79		水富第七区
32		三葉台	80		水富第八区
33		中原	81		日生さやま台
34		御狩場	82		水富第十区
35		フラワーヒル狭山	83		狭山グリーンハイツ
36		ガーデンシティ狭山	84		つつじ野
37	堀兼	堀下	85	新狭山	下仲居
38		堀中	86		新狭山二丁目
39		堀上	87		新狭山三丁目
40		堀向	88	狭山台	狭山台一丁目
41		上赤坂	89		狭山台二丁目
42		原	90		狭山台四丁目西
43		中新田	91		狭山台四丁目東
44		青下	92		狭山台第二住宅
45		青新	93		西武狭山台ハイツ
46		青中	94		狭山台中央
47		青丸	95		狭山台団地
48		加佐志	96		狭山台団地二街区

※自治会を母体としない自主防災組織を含む

### 第3 応援協力

#### 1 災害時応援協定一覧

(令和7年9月1日現在)

No	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
1	所沢市	平成 7 年 9 月 28 日	大規模災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
2	入間市	ダイアプラン構成市で締結		
3	飯能市	平成 29 年 3 月 7 日		
4	日高市	日高市も加えて改めて五市で締結		
5	東京都小平市	平成 8 年 1 月 19 日	災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
6	神奈川県厚木市	平成 8 年 7 月 24 日	災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
7	新潟県津南町	平成 10 年 4 月 16 日	大規模災害時における友好交流都市相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
8	埼玉県内全市町村	平成 19 年 5 月 1 日	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
9	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 4 月 1 日	災害時の情報交換に関する協定	災害時の情報交換、情報連絡員の派遣
10	(一社)狭山市医師会	平成 10 年 7 月 21 日	災害時の医療救護活動についての協定	医療班の派遣及び医療救護活動等
11	狭山市歯科医師会			歯科医療班の派遣及び歯科医療活動等
12	狭山市薬剤師会			医薬品等の供給、薬剤師班の派遣等
13	狭山市柔道整復師会			柔道整復師班の派遣及び応急処置等
14	(株)コーネー 狹山事業所	平成 8 年 7 月 18 日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
15	シチズンマイクロ(株)			
16	(株)山本製作所 入間川事業所			
17	エース工業(株)	平成 8 年 8 月 22 日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
18	社団法人東京ゴルフ俱楽部			
19	Honda Cars 埼玉グロス 狹山センター			
20	(株)鷺宮製作所 狹山事業所			
21	味の一醸造(株)	平成 8 年 8 月 22 日	災害時における応援協力に関する協定	井戸水の供給、各種給水容器の提供
22	(株)サンワ 狹山工場	平成 8 年 10 月 14 日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
23	(株)武蔵カントリー倶楽部 笹井コース	平成 8 年 10 月 16 日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
24	埼玉第一交通グループ	平成 8 年 12 月 12 日	災害時情報連絡活動協力に関する協定	情報収集・伝達
25	狭山市食品衛生協会	平成 9 年 1 月 27 日	災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定	保存食糧の供給、炊き出しへの協力等
26	(株)セレスポ	平成 29 年 4 月 1 日	震災時における緊急設備支援に関する協定	テント等の資材の提供

No	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
27	日本郵便(株) 狹山郵便局	平成 9年 5月 12日	災害時における狹山市と狭山郵便局の協力に関する覚書	避難所への臨時郵便差出箱の設置等
28	狹山ケーブルテレビ(株)	平成 11年 1月 13日	災害時における放送要請に関する協定	緊急放送の実施
29	埼玉県トラック協会いるまの支部 (事務局:埼九運輸(株))	平成 11年 1月 17日 (令和4年2月21日 協定内容見直し)	災害時における人員、物資等の輸送に関する協定	人員、物資等の緊急輸送
30	(株)ヤオコー	平成 13年 3月 22日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	物資の供給
31	(株)マルエツ			
32	いるま野農業協同組合			
33	コカ・コーラライーストジャパン(株)	平成 17年 7月 21日	災害時における応援協力に関する協定	飲料水の供給 販売機内在庫製品の無償提供等
34	狹山市建設業協同組合	平成 18年 8月 18日	災害時における応急措置に関する協定	道路、河川、上下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去
35	狹山市建設安全協力会			
36	狹山市建設業組合			
37	狹山市管工事業協同組合			
38	狹山造園組合			
39	東京電力パワーグリッド(株) 志木支社	平成 22年 3月 16日	大規模災害時における電力復旧に関する協定	電力復旧活動
40	埼玉県電気工事工業組合	平成 22年 3月 16日	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	電気設備等の復旧活動等
41	自動車振興会健康保険組合	平成 24年 1月 1日	災害時における応援協力に関する協定	災害時の狹山体育園の使用
42	(一社)全国靈柩自動車協会 埼玉県靈柩自動車協会	平成 25年 5月 2日	災害時における靈柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定	靈柩車及び棺等葬祭用品の供給
43	埼玉葬祭業協同組合			
44	(株)伊藤園	平成 26年 3月 12日	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	飲料水の提供
45	埼玉土建一般労働組合 狹山支部	平成 27年 3月 23日	災害時における応急対策に関する協定	倒壊建物等からの救出救援活動等
46	(株)ジェイテクト 狹山工場	平成 27年 11月 18日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
47	生活協同組合コープみらい	平成 27年 12月 16日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	物資の供給
48	(一社)埼玉建築士会入間第一支部狹山部会	平成 27年 12月 24日	狹山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	応急危険度判定の協力
49	イオンリテール(株) 北関東・新潟カンパニー イオン狹山店	平成 28年 1月 5日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	物資の供給
50	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	平成 28年 2月 12日	災害時における避難所炊き出し業務協力に関する協定	炊き出し及び炊き出し食料の避難所への配達
51	埼玉県石油業協同組合 狹山支部	平成 28年 3月 1日	災害時等のガソリン等燃料の優先供給に関する協定	燃料の優先供給
52	埼玉県石油商業組合狹山支部			
53	Jパックス(株)	平成 28年 5月 11日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	段ボール製簡易ベッド等の調達及び避難所等への搬送
54	セツツカートン(株)			

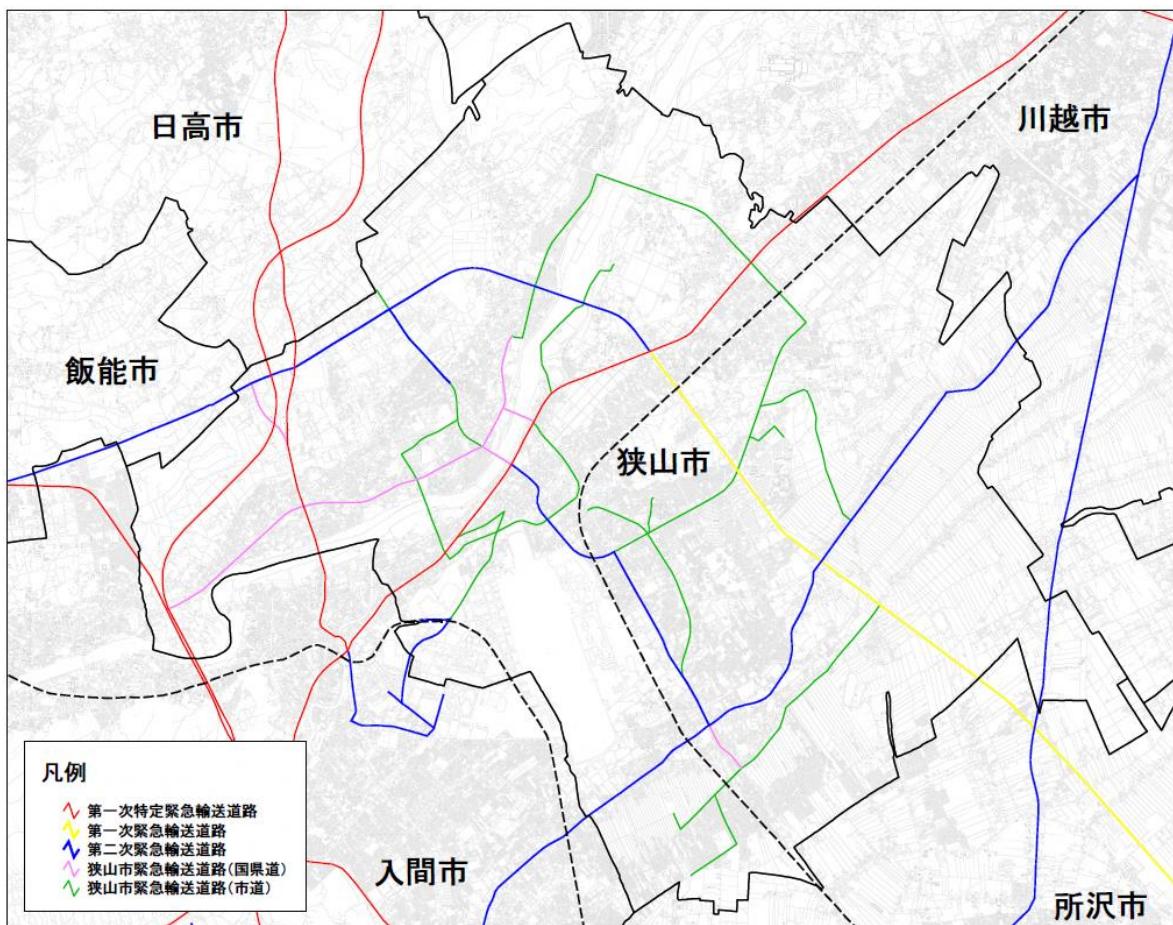
No	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
55	埼玉土地家屋調査士会	平成 28年9月28日	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	家屋被害認定調査の協力等
56	ヒラオカ石油(株)	平成 28年12月13日	災害時における燃料の供給に関する協定	燃料の供給
57	(株)ロッテ	平成 29年1月19日	災害時における菓子類の供給協力に関する協定	菓子類の供給
58	埼玉県行政書士会	平成 30年3月13日	災害時における被災者支援に関する協定	被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談
59	(一社)埼玉県LPガス協会西武支部	平成 30年3月29日	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	避難所等にLPガス等の優先供給を受ける
60	ヤフー(株)	平成 31年1月31日	災害に係る情報発信等に関する協定	狭山市が市民に対して必要な情報を「YaHoo!防災速報」等活用して提供する
61	埼玉司法書士会	平成 31年2月14日	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	司法書士が関与できる被災者等の相談を無料で行う
62	ムサシ王子コンテナー(株)	令和 2年8月20日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	避難所の設営等に必要なダンボールベッドなどの物資について支援を受ける
63	(株)オータ	令和 3年7月21日	災害時における施設の使用に関する協定書	災害発生時等避難をする場合、施設を市民等に使用させる
64	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	令和 4年2月10日	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	災害ボランティアセンターの設置・運営等
65	(株)ふくしま	令和 4年8月5日	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	食料品及び市が実施する炊き出し用食材の提供
66	あけばのサービス(株)	令和 4年9月22日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
67	(株)まごころネット	令和 4年10月27日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
68	日本電波工業(株)狭山事業所 栄光産業(株)(バス運行委託会社)	令和 4年11月11日	災害時における避難行動要支援者の輸送の協力に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
69	(株)鷺宮製作所狭山事業所	令和 4年11月15日	災害時における避難行動要支援者の輸送の協力に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
70	介護タクシー 大みかん	令和 4年12月8日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
71	さやまキッチンカー協会	令和 4年12月23日	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定	災害発時に避難者に対して炊き出し等を実施
72	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合所沢西武支部	令和 5年5月31日	災害時における施設利用の協力に関する協定	災害発時に臨時的かつ一時的に開設する滞在施設として使用できる

No	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
73	(株)アクティオ	令和5年12月18日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、レンタル機材の優先的な提供を受ける
74	(株)ホンダカーズ埼玉西	令和7年2月7日	災害時における車両等の支援に関する協定	災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、車両、資機材の支援を受ける
75	(株)シンワ	令和7年7月7日	地域防災力向上のための防災訓練等への協力に関する協定書	防災訓練等への資機材の提供

※締結先団体名については締結時の名称を使用しています。

## 第4 交通・輸送・災害復旧

### 1 狹山市緊急輸送道路図



番号	地域	路線名	指定分延長(m)	番号	地域	路線名	指定分延長(m)
1	水富	国道 299 号	1787.00	22	水富	市道幹第 60 号線	311.00
2	柏原～水富	県道鰐井狭山線	1225.00	23	柏原	市道幹第 62 号線	2012.00
3	柏原～入間川	県道笠幡狭山線	336.70	24	堀兼	市道幹第 66 号線	663.60
4	水富	県道日高狭山線	3083.00	25	堀兼	市道幹第 69 号線	305.20
5	入曾	県道所沢狭山線	560.00	26	奥富	市道幹第 72 号線	719.20
6	入間川	市道幹第 3 号線	425.90	27	水富～入間川	市道幹第 73 号線	745.00
7	入間川	市道幹第 7 号線	262.00	28	奥富	市道幹第 74 号線	522.13
8	入間川	市道幹第 9 号線～ 市道幹第 78 号線～ 市道幹第 65 号線	1834.00	29	柏原～奥富	市道幹第 75 号線	627.00
9	入間川	市道幹第 10 号線	940.50	30	入間川	市道幹第 82 号線	261.12
10	入間川	市道幹第 11 号線	2270.00	31	入間川	市道幹第 64 号線	238.20
11	入曾	市道幹第 15 号線	884.70	32	入間川	市道幹第 91 号線	1630.00
12	入曾	市道幹第 16 号線	607.00	33	入間川	市道A第 141 号線	633.40
13	堀兼～入曾	市道幹第 18 号線	2088.00	34	入間川	市道A第 316 号線	30.00
14	堀兼	市道幹第 25 号線	1569.00	35	入間川	市道A第 333 号線	302.00
15	入間川～堀兼	市道幹第 27 号線	404.00	36	入間川	市道A第 720 号線	383.60
16	新狭山	市道幹第 31 号線	848.00	37	入曾	市道B第 359 号線	570.00
17	新狭山～堀兼	市道幹第 32 号線	147.20	38	入曾	市道B第 608 号線	164.00
18	水富～柏原	市道幹第 41 号線	2016.00	39	入曾	市道C第 1169 号線	154.80
19	堀兼	市道幹第 48 号線	157.00	40	奥富	市道B第 157 号線他	1704.60
20	狭山台～入間川	市道幹第 51 号線	924.30	41	水富	市道F第 584 号線	756.00
21	堀兼	市道幹第 59 号線	175.00	42	狭山台	市道H第 11 号線	346.00
				43	狭山台	市道H第 82 号線	90.00

## 2 県指定第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路一覧

種別	管理者	道路種別	路線名	県指定区間	市内指定分延長(m)
①	国交省	直国	国道 16 号	入間市二本木(都境)～春日部市西金野井(千葉県境)	5,887
①	東日本高速	高速	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺(都境)～幸手市木立	3,656
①	県	補国	国道 407 号	狭山市根岸(日高狭山線との交差点)～熊谷市妻沼(群馬県境)	1,766
1	県	補国	国道 299 号 バイパス	入間市小谷田(16 号との交差点)～飯能市中山(299 号との交差点)	1,224
1	県	補国	国道 299 号	入間市河原町(16 号との交差点)～狭山市根岸(根岸交差点)	1,128
1	県	主要	川越所沢線	川越市新宿(16 号との交差点)～所沢市下安松(練馬所沢線との交差点)	1,080
1	県	主要	川越入間線	川越市今福(川越所沢線との交差点)～入間市宮寺(16 号との交差点)	7,000
1	県	主要	所沢狭山線	狭山市南入曾(入曾交差点)～狭山市入間川(16 号との交差点)	3,669
1	県	主要	狭山環状有料道路	狭山市狭山(狭山環状道路起点)～狭山市上奥富(16 号との交差点)	1,419
2	県	一般	所沢堀兼狭山線	所沢市松郷(松郷交差点)～狭山市狭山(狭山環状道路起点)	4,825
2	県	一般	馬引沢飯能線	飯能市東町(駅西側交差点)～狭山市根岸(日高狭山線との交差点)	222
2	県	一般	堀兼根岸線	狭山市柏原(狭山環状道路終点)～狭山市根岸(407 号との交差点)	2,766
2	県	一般	日高狭山線	狭山市根岸(407 号との交差点)～狭山市根岸(馬引沢飯能線との交差点)	458
2	市	市町村	市道幹第 41 号線	狭山市柏原 371 ～狭山市柏原 216-1	800
2	市	市町村	市道幹第 65 号線	狭山市稻荷山 2 丁目～狭山市稻荷山 1 丁目 23(稻荷山公園)	800

種別 ①:第一次特定緊急輸送道路 1:第一次緊急輸送道路 2:第二次緊急輸送道路

道路種別 直国:国交省管理国道 高速:高速道路 補国:県管理国道 主要:主要地方道 一般:一般県道 市町村:市町村道

## 3 ヘリコプター臨時離発着場一覧

名称	上奥富運動公園	堀兼・上赤坂公園
所在地	上奥富 999	堀兼 2484-3
市役所からの距離	2km	4km
開設担当	緊急救助隊×1	緊急救助隊×1
誘導担当	埼玉西部消防組合、狭山消防署	埼玉西部消防組合、狭山消防署、水野分署
設営資材保管場所	狭山消防署	公園北側体育館小屋
保管資材	吹き流し×2、ポール×2、ロープ×2 設置台×1	吹き流し×1、ポール×1、ロープ×1 設置台×1

## 第5 避難場所等

### 1 指定緊急避難場所一覧

地区	施設・場所名	指定箇所	住所	対象とする異常な現象の種類 (○=使用可 ×=使用しない)					収容人数(人)	
				洪水	崖崩れ	地震	大規模火災	内水氾濫	土地	屋内
入間川	1 入間川小学校	校庭	鶴ノ木 5-9	×	×	○	○	×	5,396	161
	2 入間川東小学校	校庭	入間川 2-7-23	○	○	○	○	○	2,635	138
	3 富士見小学校	校庭	中央 4-17-1	○	○	○	○	○	3,751	138
	4 入間川中学校	校庭	鶴ノ木 6-46	×	×	○	○	×	8,908	180
	5 中央中学校	校庭	入間川 1752-1	○	○	○	○	○	8,673	155
	6 コミュニティセンター	敷地	入間川 4-16-4	○	○	○	×	○	225	22
	7 県立狭山工業高等学校	校庭	富士見 2-5-1	○	○	○	○	○	8,167	252
	8 県立狭山経済高等学校	校庭	稻荷山 2-6-1	○	○	○	○	○	7,876	353
	9 中央公民館	建物	入間川 1-3-1	×	○	×	×	×	-	79
	10 新狭山小学校	校庭	入間川 1108	○	○	○	○	○	5,801	146
	11 武道館	建物	入間川 4-18-21	○	○	○	○	○	-	191
入曾	12 入間野小学校	校庭	大字北入曾 980	○	○	○	○	○	5,267	137
	13 南小学校	校庭	大字水野 815-1	○	○	○	○	○	5,581	175
	14 山王小学校	校庭	大字南入曾 55	○*	○	○	○	○	4,962	139
	15 御狩場小学校	校庭	大字北入曾 755-4	○	○	○	○	○	3,817	137
	16 入間野中学校	校庭	大字北入曾 1028-1	○	○	○	○	○	8,225	154
	17 山王中学校	校庭	大字南入曾 157	○	○	○	○	○	8,758	168
	18 老人福祉センター不老荘	敷地	大字南入曾 737-1	×	○	○	○	×	848	79
	19 狹山体育館	グラウンド	大字水野 632	×	×	○	○	×	11,401	-
	20 入曾第七区自治会館	建物	大字南入曾 879-12	○*	×	×	×	○	-	50
	21 水野公民館	建物	大字水野 891-4	○	×	○	×	○	-	85
	22 入曾地域交流センター	建物	大字南入曾 428-3	○*	○	○	○	○	-	74
堀兼	23 堀兼小学校	校庭	大字堀兼 1234	○	○	○	○	○	4,069	168
	24 堀兼中学校	校庭	大字堀兼 1237	○	○	○	○	○	8,165	141
	25 老人福祉センター寿荘	敷地	大字加佐志 513-2	○	○	○	○	○	1,319	62
	26 堀兼・上赤坂公園	建物	大字堀兼 2484-3	○	×	×	×	○	-	101
奥富	27 奥富小学校	校庭	大字下奥富 1019	○	○	○	○	○	4,450	167
	28 サンパーク奥富	敷地	大字下奥富 2552-1	×	○	○	○	×	1,651	95
	29 県立狭山清陵高等学校	校庭	大字上奥富 34	○	○	○	○	○	10,058	473
柏原	30 柏原小学校	校庭	柏原 1141	×	×	○	○	×	7,156	166
	31 柏原中学校	校庭	柏原 2520-11	○	○	○	○	○	6,886	171
	32 老人福祉センター宝荘	敷地	柏原 612	○	○	○	○	○	1,733	31
	33 智光山公園	公園	柏原 561	×	×	○	○	×	165,966	-
	34 柏原公民館	建物	柏原 1154	×	○	×	×	×	-	45
	35 市民総合体育館	建物	柏原 555	○	×	×	×	○	-	876
水富	36 広瀬小学校	校庭	広瀬東 4-4-1	○	○	○	○	○	5,880	139
	37 水富小学校	校庭	根岸 2-22-1	○	○	○	○	○	3,806	147
	38 笹井小学校	校庭	大字笹井 1700	○	○	○	○	○	6,697	157
	39 西中学校	校庭	広瀬東 3-23-1	×	×	○	○	×	9,659	203
	40 県立狭山緑陽高等学校	校庭	広瀬東 4-3-1	○	○	○	○	○	19,017	266
	41 水富公民館	建物	根岸 2-17-13	×	○	×	×	×	-	54
	42 広瀬公民館	建物	広瀬東 3-34-1	×	○	×	×	×	-	39
	43 日生さやま台集会所	建物	広瀬台 1-22-1	○	○	×	×	○	-	24
新狭	44 新狭山公園	公園	新狭山 1-4	×	×	○	○	×	9,487	-
	45 三ツ木公園	公園	新狭山 3-3	×	×	○	○	×	2,000	-

地区	施設・場所名	指定箇所	住所	対象とする異常な現象の種類 (○=使用可 ×=使用しない)					収容人数(人)	
				洪水	崖崩れ	地震	大規模火災	内水氾濫	土地	屋内
山	46 中原公園	公園	新狭山2-13-1	×	×	○	○	×	2,174	-
	47 新狭山公民館	建物	新狭山2-17-1	○	○	○	○	○	-	78
狭山台	48 狹山元気プラザ	グラウンド	狭山台1-21	○	○	○	○	○	4,870	140
	49 狹山台小学校	校庭	狭山台4-25	○	○	○	○	○	6,235	139
狭山台	50 狹山台中学校	校庭	狭山台4-26	○	○	○	○	○	8,467	167
	51 狹山台中央公園	公園	狭山台3-28	×	×	○	○	×	10,202	-

※(一部利用不可):風水害に一部利用不可としていることについては、大雨等により施設の1階部分が浸水するおそれがある場合、または浸水した場合に上階へ避難が必要な場合があることを意味しています。

## 2 指定避難所一覧

地区	施設・場所名	住所	収容人数(人)	使用の可否		施設連絡先	
				震災	風水害	電話番号 (市外局番:04)	FAX番号 (市外局番:04)
入間川	1 入間川小学校	鶴ノ木 5-9	161	○	×	2952-6221	2952-6222
	2 入間川東小学校	入間川 2-7-23	138	○	○	2952-3118	2952-3119
	3 富士見小学校	中央 4-17-1	138	○	○	2957-9107	2957-9108
	4 入間川中学校	鶴ノ木 6-46	180	○	×	2953-3683	2953-3686
	5 中央中学校	入間川 1752-1	155	○	○	2959-2277	2959-2263
	6 コミュニティセンター	入間川 4-16-4	22	○	○	2953-4007	2900-0451
	7 県立狭山工業高等学校	富士見 2-5-1	252	○	○	2957-3141	2950-1010
	8 県立狭山経済高等学校	稻荷山 2-6-1	353	○	○	2952-6510	2969-1030
	9 新狭山小学校	入間川 1108	146	○	○	2958-4080	2958-4092
	10 武道館	入間川 4-18-21	191	○	○	2935-7035	2935-7030
入曾	11 入間野小学校	大字北入曾 980	137	○	○	2958-2718	2958-2719
	12 南小学校	大字水野 815-1	175	○	○	2957-9102	2957-9103
	13 山王小学校	大字南入曾 55	139	○	○*	2957-4857	2957-4864
	14 御狩場小学校	大字北入曾 755-4	137	○	○	2957-3421	2957-3422
	15 入間野中学校	大字北入曾 1028-1	154	○	○	2959-9311	2959-9528
	16 山王中学校	大字南入曾 157	168	○	○	2957-4891	2957-4892
	17 老人福祉センター不老荘	大字南入曾 737-1	79	○	×	2957-3502	2957-3686
堀兼	18 堀兼小学校	大字堀兼 1234	168	○	○	2959-3343	2959-3398
	19 堀兼中学校	大字堀兼 1237	141	○	○	2959-3342	2959-3397
	20 老人福祉センター寿荘	大字加佐志 513-2	62	○	○	2959-7241	2959-7378
奥富	21 奥富小学校	大字下奥富 1019	167	○	○	2953-7615	2953-7616
	22 サンパーク奥富	大字下奥富 2552-1	95	○	×	2969-3809	2969-1881
	23 県立狭山清陵高等学校	大字上奥富 34	473	○	○	2953-7161	2959-1032
柏原	24 柏原小学校	柏原 1141	166	○	×	2953-5862	2953-5863
	25 柏原中学校	柏原 2520-11	171	○	○	2954-5073	2954-5074
	26 老人福祉センター宝荘	柏原 612	31	○	○	2952-7777	2952-7815
	27 緑の相談所	柏原 622	43	○	○	2952-6131	2952-6132
水富	28 広瀬小学校	広瀬東 4-4-1	139	○	○	2953-7610	2953-7611
	29 水富小学校	根岸 2-22-1	147	○	○	2952-2265	2952-2396
	30 笹井小学校	大字笹井 1700	157	○	○	2954-2290	2954-2291
	31 西中学校	広瀬東 3-23-1	203	○	×	2953-7617	2953-7619
	32 県立狭山緑陽高等学校	広瀬東 4-3-1	266	○	○	2952-5295	2959-1031
新狭山	33 新狭山公民館	新狭山 2-17-1	78	○	○	2953-9034	2954-7886
狭山台	34 狹山元気プラザ	狭山台 1-21	140	○	○	2968-6885	2959-2785
	35 狹山台小学校	狭山台 4-25	139	○	○	2958-6792	2958-6700
	36 狹山台中学校	狭山台 4-26	167	○	○	2958-6791	2958-6783

※(一部利用不可):風水害に一部利用不可としていることについては、大雨等により施設の1階部分が浸水するおそれがある場合、または浸水した場合に上階へ避難が必要な場合があることを意味しています。

### 3 指定福祉避難所一覧

地区		施設・場所名	住所	受入 対象者	収容人数 (人)	施設連絡先	
						電話番号 (市外局番:04)	FAX 番号 (市外局番:04)
入間川	1	特別養護老人ホーム 第二つづじの園	入間川 865-1	高齢者	16	2959-0860	2959-0862
入曾	2	特別養護老人ホーム むさしの園	南入曾 1044-1	高齢者	14	2956-7770	2956-7771
	3	特別養護老人ホーム むさしの園わかば	南入曾 1048-2	高齢者	16	2956-7760	2937-7099
堀兼	4	特別養護老人ホーム 福寿の里	北入曾 1502-1	高齢者	97	2957-1163	2957-1173
	5	大樹の森 災害時避難スペース	加佐志 244-1	障害児 障害者	23	2958-2941	2958-2942
	6	中新田自立スクエア 災害時避難スペース ハルニレ	中新田 73-3	障害児 障害者	11	2958-7832	2958-7839
	7	特別養護老人ホーム オリーブ	上赤坂 290-1	高齢者	21	2950-2400	2950-2401
	8	特別養護老人ホーム さくら	加佐志 104	高齢者	24	2950-0606	2950-0607
柏原	9	しののめ	加佐志 139-1	障害児 障害者	35	2968-6680	2941-4898
	10	青い実学園	柏原 758-1	障害児 障害者	50	2952-3302	2952-0312
	11	特別養護老人ホーム さやま苑	柏原 758-4	高齢者	15	2954-8855	2955-4977
水富	12	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム つつじの園	柏原 1185-6	高齢者	24	2955-2300	2955-8070
	13	県立狭山特別支援学校	笹井 2958	障害児 障害者	85	2953-1612	2969-1033
	14	介護老人福祉施設 ジョアン宮地の里	笹井 1568-2	高齢者	21	2900-3600	2900-3607
	15	特別養護老人ホーム ひろせの杜	上広瀬 939-1	高齢者	24	2936-8244	2936-8245

## 第6 物資等

### 1 保有水量

	施設名称	最大貯水量	応急給水に利用できる水
1. 浄水場	鵜ノ木浄水場	1,000 m³(t)	500 m³(t)
	柏原浄水場	2,300 m³(t)	1,150 m³(t)
	堀兼浄水場	5,600 m³(t)	2,800 m³(t)
	計	8,900 m³(t)	4,450 m³(t)
2. 配水場	稻荷山配水場	37,700 m³(t)	18,850 m³(t)
	水野配水場	15,000 m³(t)	7,500 m³(t)
	笹井配水場	13,800 m³(t)	6,900 m³(t)
	計	66,500 m³(t)	33,250 m³(t)
3. 緊急貯水槽	コミュニティセンター(中部大型倉庫)	40 m³(t)	40 m³(t)
	広瀬分署脇(北部大型倉庫)	40 m³(t)	40 m³(t)
	南小学校(南部大型倉庫)	40 m³(t)	40 m³(t)
	狭山元気プラザ(東部大型倉庫)	60 m³(t)	60 m³(t)
	石原公園(柏原ニュータウン内)	130 m³(t)	130 m³(t)
	奥富小学校	60 m³(t)	60 m³(t)
	中原公園(新狭山地区内)	60 m³(t)	60 m³(t)
	計	430 m³(t)	430 m³(t)
4. 小中学校の受水槽等	受水槽	1,188 m³(t)	1,188 m³(t)
	高架水槽	289 m³(t)	289 m³(t)
	計	1,477 m³(t)	1,477 m³(t)
合計		77,307 m³(t)	39,607 m³(t)

### 2 災害用給水井戸設置場所

名称	設置場所		能力
No.1	西中学校	広瀬東 3-23-1	
No.2	狭山台中学校	狭山台 4-26	
No.4	柏原小学校	柏原 1141	
No.5	奥富小学校	大字下奥富 1019	
No.6	堀兼小学校	大字堀兼 1234	
No.7	三ツ木公園	新狭山 3-3	
No.8	入間野中学校	大字北入曽 1028-1	

※No.3 は東中学校の閉校に伴い廃止

### 3 指定防災井戸一覧

No.	地区	所在 地	所有者
1	入間川	狭山24-44	個人所有
2	入間川	狭山31-37	個人所有
3	入間川	狭山41-18	石川商店
4	入間川	入間川1-15-40	入間川ゴム(株)
5	入間川	入間川1-17-24	個人所有
6	入間川	入間川2-5-7	個人所有
7	入間川	入間川2-7-15	個人所有
8	入間川	入間川2-20-29	個人所有
9	入間川	入間川3-2-3	個人所有
10	入間川	入間川3-2-18	個人所有
11	入間川	入間川3-9-15	個人所有
12	入間川	入間川3-14-22	個人所有
13	入間川	入間川3-20-5	個人所有
14	入間川	入間川3-22-3	個人所有
15	入間川	入間川3-24-27	個人所有
16	入間川	入間川3-26-7	個人所有
17	入間川	入間川3-27-15	個人所有
18	入間川	入間川4-1-27	個人所有
19	入間川	入間川4-2-1	個人所有
20	入間川	鶴ノ木2-24	個人所有
21	入間川	鶴ノ木7-18	個人所有
22	入間川	鶴ノ木14-15	個人所有
23	入間川	鶴ノ木15-9	個人所有
24	入間川	鶴ノ木24-11	個人所有
25	入間川	鶴ノ木25-7	個人所有
26	入間川	大字北入曾1365	個人所有
27	入間川	大字南入曾559-2	個人所有
28	入間川	大字南入曾910-1	個人所有
29	入間川	大字南入曾969	入間基地南部耕作組合所有
30	入間川	大字水野43	個人所有
31	入間川	大字水野368-1	個人所有
32	入間川	大字水野1016-1	個人所有
33	堀兼	大字堀兼85-1	堀下畠かん組合所有
34	堀兼	大字堀兼226	堀下畠かん組合所有
35	堀兼	大字堀兼885	個人所有
36	堀兼	大字堀兼888	個人所有
37	堀兼	大字堀兼922-2	個人所有
38	堀兼	大字堀兼928	個人所有
39	堀兼	大字堀兼945	個人所有
40	堀兼	大字堀兼980	個人所有
41	堀兼	大字堀兼1003	個人所有
42	堀兼	大字堀兼1010	個人所有
43	堀兼	大字堀兼1035	個人所有
44	堀兼	大字堀兼1094-1	個人所有
45	堀兼	大字堀兼1417-2	個人所有
46	堀兼	大字中新田187	個人所有
47	堀兼	大字中新田246	個人所有
48	堀兼	大字中新田358-2	中新田南部かんがい施設利用組合所有
49	堀兼	大字中新田517-3	中新田南部かんがい施設利用組合所有
50	堀兼	大字中新田1103	個人所有
51	堀兼	大字青柳264	個人所有
52	堀兼	大字青柳287	個人所有

No.	地区	所 在 地	所有者
53	堀兼	大字青柳331-1	個人所有
54	堀兼	大字青柳450	個人所有
55	堀兼	大字青柳563-9	清新畑かん組合所有
56	堀兼	大字青柳790	個人所有
57	堀兼	大字上赤坂90	個人所有
58	堀兼	大字東三ツ木42-1	個人所有
59	堀兼	大字東三ツ木210	個人所有
60	奥富	大字下奥富750-1	個人所有
61	奥富	大字下奥富803-4	個人所有
62	奥富	大字下奥富1752-1	個人所有
63	奥富	大字下奥富2498	個人所有
64	柏原	柏原2425	個人所有
65	柏原	柏原2688	個人所有
66	水富	広瀬台4-1	個人所有
67	水富	広瀬1-6-3	個人所有
68	水富	広瀬2-16-5	個人所有
69	水富	広瀬2-21-33	個人所有
70	水富	広瀬2-22-7	個人所有
71	水富	広瀬2-27-7	個人所有
72	水富	広瀬3-16-30	個人所有
73	水富	広瀬3-26-27	個人所有
74	水富	大字笹井1764-1	個人所有
75	水富	大字笹井1921	個人所有
76	水富	大字笹井2637	個人所有
77	水富	大字笹井3038-5	個人所有
78	水富	大字笹井3197-1	個人所有
79	水富	大字笹井3197-1	個人所有
80	水富	根岸2-21-4	個人所有

## 4 災害時井戸水供給協定事業所一覧表

No.	所 在 地	事 業 所 名
1	富士見 2-15-1	シチズン時計マニュファクチャリング(株)
2	富士見 2-15-2	(株)山本製作所
3	富士見 2-20-1	(株)コーヤー 狹山事業所
4	大字上奥富 1203	味の一醸造(株) 狹山工場
5	柏原 570-6	Honda Cars 埼玉 グロス狭山センター
6	柏原 1984	(一社)東京ゴルフ俱楽部
7	根岸 571	(株)サンワ
8	根岸 689-1	エース工業(株)
9	笹井 412	(株)武藏カントリー俱楽部
10	笹井 535	(株)鷺宮製作所
11	新狭山 1-5-14	(株)ジェイテクト

## 第7 通信等

### 1 狹山市防災行政無線(60メガヘルツ帯デジタル:同報系)概要

施設内容		設置場所	
基地局	1局	市役所本庁舎 2階 放送室	
遠隔制御装置	1局	狹山消防署内(災害時を除く、閉庁時の緊急放送)	
子局	114局	入間川地区	21局
		入曾地区	24局
		堀兼地区	16局
		狹山台地区	7局
		新狹山地区	5局
		奥富地区	10局
		柏原地区	15局
		水富地区	16局
		計	114局

### 2 狹山市防災行政無線(60メガヘルツ帯デジタル:同報系)施設設置一覧

	局番号	所在地	呼称
入間川	101	入間川1-23-5	市役所本庁舎
	102	入間川3146-1	狹山貨物前
	103	中央4-1489-14	消防富士見分署
	104	富士見2-6470-3	富士見2丁目線路際
	105	中央1-1576-1	中窪団地
	106	狹山1884-1	峰公民館
	107	入間川2-2690-1	旭町ガード
	109	中央2-1287-162	東急入間川調整池
	110	沢1040	天岑寺入口
	111	狹山510	田中基地
	112	鶴ノ木4-4846	消防団第2分団第2部
	113	入間川4-4589-5	鶴ノ木交差点東
	114	入間川3-3857-3	諏訪神社東
	115	入間川1-3938-2	入間基地北側
	116	入間川2-2622-6	中央図書館屋上
	117	祇園138	祇園公園
	119	富士見2-6176	富士見2号児童公園遊園地
	120	広瀬1-494-82	入間川中学校
	121	入間川4-5015-1	稻荷山配水場
	122	入間川2-2377-1	市民会館
	123	稻荷山2-16-1地先	狹山保健所前交差点
入曾	201	水野815-1	南小学校屋上
	202	南入曾720-1	入間基地南側
	203	水野384-46	東急台児童遊園地
	204	南入曾75-6	南入曾山王橋
	205	南入曾969-1	入曾多目的広場第二駐車場

局番号	所在地	呼称
206	水野1205-1	宮信ぶどう園
207	水野1261-4	三商団地
208	北入曾380-44	北入曾中原公園
209	南入曾361-1	南入曾用水敷
210	水野15-1	消防水野分署
211	水野208-10	入間むつみ台
213	北入曾41-1	入間第1区公民館
214	北入曾540-3	水押自治会館
215	北入曾277-1	野々宮神社
216	北入曾428-3	入曾地域交流センター
217	水野545-74	若葉台児童交通公園
218	南入曾1048-2	若葉台多目的広場
219	水野766-2	若葉台児童公園
220	北入曾1508-136	フラワーヒル西公園
222	北入曾1028-1	入間野中学校
223	南入曾157	山王中学校
224	水野218-17	東急台集会所
225	南入曾879-12	入間第7区自治会館
226	南入曾540-1	入曾商業施設
堀兼	301 堀兼632	堀兼浄水ポンプ場
	302 堀兼947-3	堀兼農産物出荷場
	303 堀兼361	堀兼公民館
	304 上赤坂165-2	上赤坂集会所
	305 青柳1496	青柳久保川敷
	306 青柳639-1	諸口氏宅
	307 青柳475	青柳氷川神社
	308 青柳148-7	新狭山ハイツ給水塔
	309 加佐志174-1	羽黒神社
	310 中新田144	愛宕神社
	311 堀兼2156	室岡氏宅
	312 上赤坂471	上赤坂中継ポンプ場
	313 堀兼2351	荒幡氏宅
	314 青柳124-132	つつじ苑南公園
	315 東三ツ木102-121	江丸橋公園
	316 上赤坂602-1	(株)小松原工務店
	401 狹山台4-15	狹山台7号公園
	402 入間川1465	市営中平野団地屋上
	403 狹山台1-31	狹山台団地 1-17号棟
	404 狹山台3-25	狹山台団地 4-1号棟
	405 狹山台2-19	狹山台5号公園
	406 狹山台3-23-1	狹山台3丁目公園
	407 入間川1418-41	下平野第2児童公園
新狭山	501 新狭山1-11-1	三和エナジー新狭山バイオプラント駐車場
	502 東三ツ木8	東三ツ木自治会館
	503 新狭山2-13-1	新狭山中原公園
	504 新狭山3-3	新狭山三ツ木公園
	505 東三ツ木286-11	西原児童公園
	601 下奥富1953-3	消防団第5分団第2部2班
	602 下奥富848-1	広福寺敷地
	603 上奥富1172-3	狭山消防署
	604 下奥富2377	柏井集会所
	605 下奥富1403	消防団第5分団第2部3班
	606 下奥富744-3	吹上自治集会所
	607 上奥富1067-1	上奥富西部
	608 上奥富523-4先	梅宮神社西

	局番号	所在地	呼称
	609	上奥富91-3	イエローハット
	610	上奥富1120-2	西部自治会集会所
柏原	701	柏原371-1	八千代工業屋上
	702	柏原555	市民総合体育館屋上
	703	柏原214	市営柏団地
	704	柏原2675-2	柏原第5・6区自治集会所
	705	柏原2949-3	柏原土橋
	706	柏原3161-91	ニュータウン内石原公園
	707	柏原1141	柏原小学校
	708	柏原2378-1	城山砦跡
	709	柏原686-1	柏原第2区自治集会所
	710	柏原1638-1	柏原第3区子供広場前
	711	柏原2335	柏原第1区自治集会所
	712	柏原3467	浄化センター
	713	柏原3604-23	柏原ニュータウン
	714	柏原2905-3	河川敷芝生公園
	715	柏原117-5	柏原幼稚園
水富	801	広瀬台3-746-1	西野児童遊園地
	802	広瀬台1-41-7先	上州屋前
	803	つつじ野259	つつじ野団地 4-17号棟
	804	広瀬東3-187-10	上広瀬地区子供広場
	805	広瀬東2-2137-31	岡野洋服店脇
	806	広瀬2-1813-6	広瀬神社東
	807	根岸2-453-1	水富公民館
	808	根岸1-239-78	根岸緑地帯
	809	笹井2-453-2	宗源寺前国有水路敷き
	810	笹井1-201	市営笹井団地屋上
	811	笹井2958	県立狭山特別支援学校
	812	笹井1962-1	笹井白髭神社
	813	笹井2694-1	八木自治会集会所
	814	笹井1700	笹井小学校
	815	広瀬2-1483-3	水富第1区自治会館
	816	上広瀬1034-1	日本電波工業(株)

### 3 狹山市地域防災無線(260 メガヘルツ帯デジタル:移動系)概要

施設内容		設置場所			
基地局市	1局	市役所本庁舎 2階 危機管理課			
半固定局	43局	入間川地区	公民館	1局	避難所 8局
		入曾地区	地域交流センター	1局	避難所 7局
		堀兼地区	公民館	1局	避難所 3局
		奥富地区	公民館	1局	避難所 3局
		柏原地区	公民館	1局	避難所 4局
		水富地区	公民館	1局	避難所 5局
		新狭山地区	公民館	1局	避難所 1局
		狭山台地区	公民館	1局	避難所 4局
		計		8局	35局
携帯局	86局	市役所		48局	
		入間川地区		6局	(地区センター内)
		入曾地区		6局	(地域交流センター内)

施設内容		設置場所	
		堀兼地区	6局 (公民館内)
		奥富地区	4局 (公民館内)
		柏原地区	4局 (公民館内)
		水富地区	4局 (公民館内)
		新狭山地区	4局 (公民会内)
		狭山台地区	4局 (地区センター内)
		計	86局

#### 4 狹山市地域防災無線(260メガヘルツ帯デジタル:移動系)施設設置一覧

	無線種別	設置場所	所在地	呼称
本庁	基地局	市役所本庁舎	入間川1-23-5	ぼうさい さやま
入間川	半固定局	入間川地区センター	入間川1-3-31	さやま 300
		入間川小学校	鶴ノ木5-9	さやま 301
		入間川東小学校	入間川2-7-23	さやま 302
		富士見小学校	中央4-17-1	さやま 303
		入間川中学校	鶴ノ木6-46	さやま 304
		中央中学校	入間川1752-1	さやま 306
		狭山工業高等学校	富士見2-5-1	さやま 307
		狭山経済高等学校	稻荷山2-6-1	さやま 308
		コミュニティセンター	入間川4-16-4	さやま 309
		新狭山小学校	入間川1108	さやま 340
入曾	半固定局	入曾地域交流センター	南入曾428-3	さやま 310
		入間野小学校	北入曾980	さやま 311
		南小学校	水野815-1	さやま 313
		山王小学校	南入曾55	さやま 314
		御狩場小学校	北入曾755-4	さやま 315
		入間野中学校	北入曾1028-1	さやま 316
		山王中学校	南入曾157	さやま 318
		老人福祉センター不老荘	南入曾737-1	さやま 319
堀兼	半固定局	地区センター	堀兼361	さやま 320
		堀兼小学校	堀兼1234	さやま 321
		堀兼中学校	堀兼1237	さやま 322
		老人福祉センター寿荘	加佐志513-2	さやま 323
奥富	半固定局	奥富地区センター	下奥富1007-1	さやま 324
		奥富小学校	下奥富1019	さやま 325
		狭山清陵高等学校	上奥富34	さやま 326
		サンパーク奥富	下奥富2552-1	さやま 327
柏原	半固定局	柏原地区センター	柏原1154	さやま 328
		柏原小学校	柏原1141	さやま 329
		柏原中学校	柏原2520-11	さやま 330
		老人福祉センター宝荘	柏原612	さやま 331
		市民総合体育館	柏原555	さやま 332
水富	半固定局	水富地区センター	根岸2-17-13	さやま 333
		広瀬小学校	広瀬東4-4-1	さやま 334
		水富小学校	根岸2-22-1	さやま 335
		笹井小学校	笹井1700	さやま 336
		西中学校	広瀬東3-23-1	さやま 337
		狭山緑陽高等学校	広瀬東4-3-1	さやま 338
新狭山	半固定局	新狭山地区センター	新狭山2-17-1	さやま 339

	無線種別	設置場所	所在地	呼称
狹山台	半固定局	狹山台地区センター	狹山台3-7-1	さやま 341
		狹山元気プラザ	狹山台1-21	さやま 342
		狹山台小学校	狹山台4-25	さやま 343
		狹山台中学校	狹山台4-26	さやま 344

※携帯局(呼称:さやま 500~585)は市役所本庁舎及び公民館(地域交流センター)内で管理

## 第8 医療救護

### 1 市内後方医療機関

#### 【入間川地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 (市外局番:04)
1	あずまりウマチ・内科クリニック	入間川 1-3-2 スカイテラス 3F	2900-1155
2	安齋医院	入間川 3-3-5	2952-2026
3	池村皮膚科クリニック	富士見 2-22-30	2959-7066
4	西狭山病院	入間川 4-19-18	2954-2421
5	狭山台伊東眼科クリニック	中央 4-27-11	2958-7725
6	遠藤医院	狭山 21-44	2952-2296
7	おさない眼科	入間川 2-5-7	2954-7415
8	さやま総合クリニック	入間川 4-15-25	2900-2700
9	織田医院	入間川 3-20-4	2954-9669
10	入間川病院	祇園 17-2	2958-6111
11	斎藤眼科医院	入間川 1-6-3	2952-2640
12	むさしの皮膚科クリニック	富士見 1-15-38	2950-3666
13	埼玉石心会病院	入間川 2-37-20	2953-6611
14	狭山厚生病院	中央 1-24-10	2957-9111
15	ぎんなんクリニック	祇園 26-31	2936-9381
16	小児科林医院	入間川 2-5-7	2952-2064
17	梶田医院狭山	入間川 1164	2959-6000
18	さやま耳鼻咽喉科クリニック	中央 3-3-25 サンパレス 1F	2958-3387
19	みやた内科クリニック	入間川 1-18-30	2969-2111
20	村上耳鼻咽喉科医院	入間川 3-21-5	2954-7261

#### 【入曾地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 (市外局番:04)
1	すこやかこどもクリニック	水野 693-1	2950-5070
2	歌野内科クリニック	南入曾 567-6	2958-8148
3	えのき眼科	南入曾 565-11	2999-0666
4	狭山尚寿会病院	水野 600	2957-1141
5	さやま産婦人科	南入曾 335-1	2950-4103
6	宮崎医院	北入曾 274-1	2957-6945
7	ともえクリニック	北入曾 457-3	2957-9105
8	入曾診療所	南入曾 426	2959-2095
9	広沢内科クリニック	水野 550-1	2950-5882
10	みやかわクリニック	水野 442-76	2950-4400
11	狭山ヶ丘病院	水野 1026	2959-3295

#### 【堀兼地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 (市外局番:04)
1	ほりがね診療所	堀兼 1043	2958-6651
2	狭山神経内科病院	加佐志 65	2950-0500
3	はたなかクリニック	堀兼 2356-12	2956-5400
4	藤江医院	東三ツ木 6-10	2953-5533
5	馬島医院	青柳 149-8	2954-7364

#### 【奥富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 (市外局番:04)
1	奥平産婦人科	下奥富 490-3	2954-1135
2	至聖病院	下奥富 1221	2952-1000

**【柏原地区】**

	医療機関名	所在地	電話番号 (市外局番:04)
1	柏原診療所	柏原 3161-354	2953-2881

**【水富地区】**

	医療機関名	所在地	電話番号 (市外局番:04)
1	あおやぎクリニック	広瀬 2-4-20	2900-0707
2	中山クリニック	笹井 1-16-3	2952-8000
3	水富診療所	根岸 2-9-18	2952-2334
4	前田病院	広瀬東 3-14-3	2953-5522
5	もとい内科クリニック	広瀬東 1-16-39	2900-1701
6	屋良医院	笹井 2574-1	2955-6411

**【新狭山地区】**

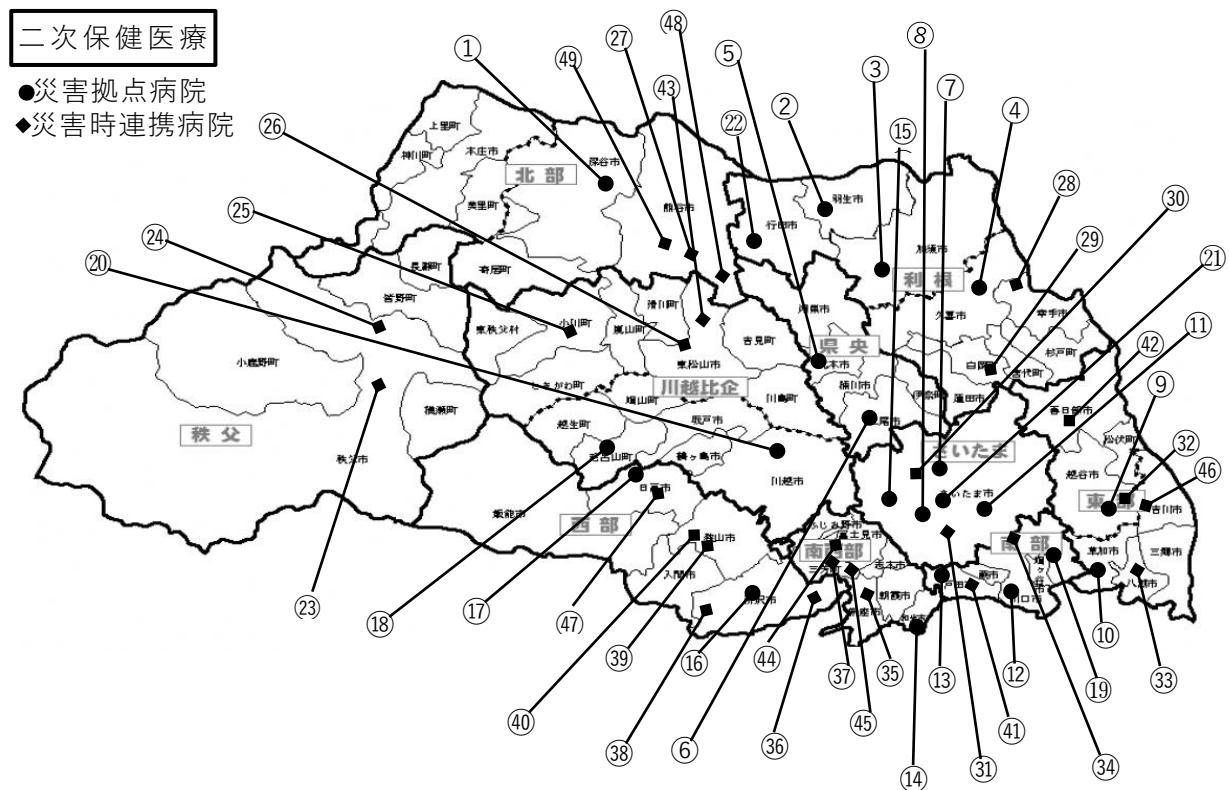
	医療機関名	所在地	電話番号 (市外局番:04)
1	新狭山セントラルクリニック	新狭山 2-2-1	2900-2222
2	櫻澤医院	新狭山 3-11-10	2954-5420

**【狭山台地区】**

	医療機関名	所在地	電話番号 (市外局番:04)
1	中園医院	狭山台 4-3-6	2958-1191
2	森田クリニック	狭山台 1-8-1	2959-3111

## 2 県指定の災害拠点病院・災害時連携病院

(令和5年1月1日現在)



### ●災害拠点病院

① 深谷赤十字病院	⑫ 済生会川口総合病院
② 羽生総合病院	⑬ 戸田中央総合病院
③ 済生会加須病院	⑭ 国立病院機構埼玉病院
④ 新久喜総合病院	⑮ さいたま市民医療センター
⑤ 北里大学メディカルセンター	⑯ 防衛医科大学校病院
⑥ 上尾中央総合病院	⑰ 埼玉医科大学国際医療センター
⑦ 自治医科大学附属さいたま医療センター	⑱ 埼玉医科大学病院
⑧ 埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター	⑯ 川口市立医療センター
⑨ 獨協医科大学埼玉医療センター	⑳ 埼玉医科大学総合医療センター
⑩ 草加市立病院	㉑ さいたま赤十字病院
⑪ さいたま市立病院	㉒ 社会医療法人壮幸会行田総合病院

◆災害時連携病院

(23) 秩父市立病院	(37) ふじみの救急病院
(24) 皆野病院	(38) 国立病院機構西埼玉中央病院
(25) 小川赤十字病院	(39) 入間川病院
(26) 埼玉成恵会病院	(40) 埼玉石心会病院
(27) 熊谷総合病院	(41) 公平病院
(28) 東埼玉総合病院	(42) 春日部市立医療センター
(29) 白岡中央総合病院	(43) 東松山市立市民病院
(30) 彩の国東大宮メディカルセンター	(44) イムス富士見総合病院
(31) 埼玉メディカルセンター	(45) イムス三芳総合病院
(32) 越谷市立病院	(46) 吉川中央総合病院
(33) 八潮中央総合病院	(47) 旭ヶ丘病院
(34) 埼玉協同病院	(48) 熊谷外科病院
(35) TMGあさか医療センター	(49) 埼玉慈恵病院
(36) 新座志木中央総合病院	

3 国立病院機構災害医療センター

病院名	所在地	病床数	災害時病床数
国立病院機構災害医療センター	東京都立川市緑町 3256 電話:042-526-5511 FAX:042-526-5535	455	910

## 第9 災害環境

### 1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

地区	面積(ha)	告示番号	告示年月日	工事実施状況	指定地番	
鵜ノ木	約 0.34	埼玉県告示 第 394 号	平成10年3月20日	平成9年度済	4620-20, 4620-2, 4621-52, 4621-79, 4641-3, 4649-2, 4649-6, 4649-7, 4649-8, 4650-1, 4650-3, 4650-4, 4650-5, 4651-7, 4651-9, 4651-10, 4652-2	
根岸	約 0.78	埼玉県告示 第 1064 号	平成12年7月28日	平成23年度済	根岸	1-1-2,1-3,2-2,3,4-1,4-2,4-3,5-1, 5-2,6-2,6-4,6-12,6-13,6-14,6-16
					上広瀬	1372,1373,1374,1375,1376,1377,1378 1380,1383,1390,1391,1493-1,1493-2, 1493-4,1493-5,1493-7,1493-8,1494-1, 1494-2,1494-3,1495,1496,1497-1, 1497-2,1497-3,1498-1,1498-2,1499, 1502-1,1502-2,1503,1507-1,1508-1, 1508-2,1508-3,1508-4
上ノ原 団地	約 0.65	埼玉県告示 第 1586 号	平成25年1月19日	平成29年度済	上広瀬	1345-1,1371,1518-1,1519,1520,1521, 1522,1525,1525-2
					広瀬 3 丁目	1372-1,1372-2,1372-3,1508-2,1508-4, 1510-3,1510-4,1516-1,1517-1,1517-2, 1523-1,1523-3,1523-4,1524-1,1528-1, 1528-1-3

### 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	指定日
11103-1-0014-1	上ノ原団地	上広瀬地内、広瀬 3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日 (2021 年 2 月 5 日に一部解除)
11103-1-0015-1	上広瀬-1	上広瀬地内、下広瀬地内、広瀬台 1 丁目地内、広瀬 3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日
11103-1-0015-2	上広瀬-2	上広瀬地内、広瀬 3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日
11103-1-0016	旭グリーンハイツ	広瀬台 1 丁目地内、広瀬東 4 丁目地内、広瀬 3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日
11103-1-0068	霞ヶ関	広瀬台 1 丁目地内、広瀬東 4 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日
11103-1-0008	慈眼寺	入間川 1 丁目地内、3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0010	稻荷山公園北下	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0011	鵜ノ木-1	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0061-2	八幡神社-2	入間川 1 丁目地内、3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0066-1	市営東鵜ノ木団地-1	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0066-2	市営東鵜ノ木団地-2	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-2-0001	鵜ノ木-2	鵜ノ木地内、入間市黒須 1 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	指定日
11103-1-0018	柏団地	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0019	柏原-1	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0020	柏原-2	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0045	柏原ニュータウン	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0062	柏原小学校	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日 (2024年3月26日に指定及び一部解除)
11103-1-0012-1	笹井 1	笹井外	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0012-2	笹井 2	笹井外	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0012-3	笹井 3	笹井 2 丁目	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-3-0001-1	笹井 4	笹井 2 丁目外	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-3-0001-2	笹井 5	笹井 2 丁目外	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-3-0002	沢口	笹井	急傾斜地の崩壊	2015年12月25日
11103-1-0013	根岸	根岸	急傾斜地の崩壊	2016年7月8日
11103-1-0017	日生さやま台団地	上広瀬地内	急傾斜地の崩壊	2016年7月8日

※「八幡神社-1」は、2019年2月8日付で指定解除。

※「上ノ原団地」は、2021年2月5日付で一部解除。

※「柏原小学校」は、2024年3月26日付で指定及び一部解除。

### 3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

#### (1) 浸水想定区域内にある要配慮者施設一覧

施設種別	施設名	所在地
障害者福祉施設	グループホーム桜並木まふ	柏原 4237
障害者福祉施設	グループホーム蓮	柏原 3405-144
障害者福祉施設	グループホーム木蓮	柏原 3405-214
障害者福祉施設	グループホームさやま大樹	狭山 47-29
障害者福祉施設	グループホームラフォーレ4号棟	広瀬東 4-10-10
介護施設	ショートステイ オリーブ	上赤坂 290 番地の 1
介護施設	ショートステイ ケアサポートさやま	柏原 2935 番地
介護施設	愛の家 グループホーム狭山	北入曾 281 番地の 2
介護施設	あつたかホーム狭山	上奥富 832 番地の 1
介護施設	サニーライフ狭山	南入曾 574 番地の 2
介護施設	イリーゼ狭山入曾 はなれ	南入曾 878 番地の 1
介護施設	特別養護老人ホームオリーブ 富士見の館	上赤坂 290-1
介護施設	特別養護老人ホームオリーブ 月見乃館	上赤坂 290 番地 1
医療施設	医療法人社団 清心会 至聖病院	下奥富 1221
医療施設	医療法人社団 グロリア会 前田病院	広瀬東 3-14-3
医療施設	金村産婦人科クリニック	南入曾 335-1
幼稚園	水富幼稚園	根岸 2 丁目 22 番 2 号
幼稚園	金剛幼稚園	水野 461-3
幼稚園	狭山ひかり幼稚園	鵜ノ木 7-18
幼稚園	しいのみ幼稚園	北入曾 395

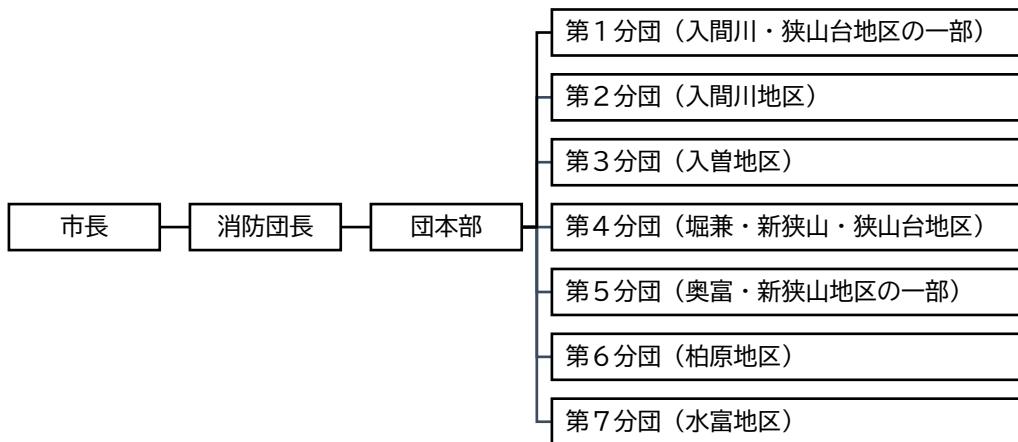
施設種別	施設名	所在地
保育園・保育所	柏原保育所	柏原 1141
保育園・保育所	山王保育所	南入曾 30-1
保育園・保育所	広瀬保育所	広瀬 2-2-13
保育園・保育所	入曾そらいろ保育園	南入曾 291-1
保育園・保育所	けやき認定こども園	上奥富 1042-3
保育園・保育所	いるまこども園	北入曾 1294-1
保育園・保育所	未来たけのこ認定こども園	北入曾 656-1
保育園・保育所	すずらん保育園	北入曾 671-3
保育園・保育所	狭山ひかり保育室	鶴ノ木 7-18
保育園・保育所	堀兼みつばさ保育園	堀兼 593-1
保育園・保育所	あきくさ保育園	水野 1246-7
保育園・保育所	チャイルドスクエア狭山広瀬	広瀬東 3-33-11
保育園・保育所	しらさぎ保育園	下奥富 1221
保育園・保育所	埼玉西ヤクルト販売(株)広瀬保育室	広瀬東 4-2-14
保育園・保育所	英語保育 エイゴット	柏原 2787 アイデンビル 2 階
保育園・保育所	すずらん幼稚室	北入曾 671-3(2 階)

## (2)土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設一覧

施設種別	施設名	所在地
介護施設	グループホームかおる狭山	柏原 178-3
介護施設	グランパル狭山	入間川 3-13-32

## 第10 消防関係

### 1 狹山市消防団 (1)組織図



## (2) 定員表

令和7年4月1日現在(単位:人)

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
1	2	11	7	35	62	215	333

### (3) 担当区域



(4)消防団車庫所在地及び配車一覧表

【令和7年4月現在】

区分 分団名		所在地	構造	建築面積 (m <sup>2</sup> )	配置消防車	施工年月日
団本部	団本部	入間川 1-23-5			ステップワゴン	
第1分団	第1部	狭山 574-5	軽量鉄骨造 2階建	建面 30.00 延面 56.25	消防ポンプ 自動車	昭和51年1月16日
	第2部	入間川 2-2581-1	軽量鉄骨造 2階建	建面 36.08 延面 72.06	消防ポンプ 自動車	昭和52年2月17日
第2分団	第1部	入間川 3-3856-5	軽量鉄骨造 2階建	建面 61.80 延面 114.60	消防ポンプ 自動車	昭和51年5月29日
	第2部	鶴ノ木 4846-4	鉄骨造 2階建	建面 50.65 延面 101.30	消防ポンプ 自動車	平成13年3月15日
第3分団	第1部	南入曽 627	鉄骨造 2階建	建面 57.45 延面 110.60	消防ポンプ 自動車	平成15年2月14日
	第2部	南入曽 75-6	鉄筋コンクリート 造 2階建	建面 53.89 延面 105.45	消防ポンプ 自動車	平成3年3月29日
第4分団	第1部	堀兼 361	軽量鉄骨造 2階建	建面 46.25 延面 83.75	消防ポンプ 自動車	昭和51年6月18日
		上赤坂 166-1	軽量鉄骨造 平屋建	建面 38.18	小型動力ポンプ付 積載車	昭和53年3月31日
		堀兼 2220	軽量鉄骨造 平屋建	建面 36.795	小型動力ポンプ付 積載車	昭和52年10月19日
	第2部	青柳 612-4	鉄筋造 2階建	建面 115.44 延面 186.33	消防ポンプ 自動車	令和5年3月15日
					小型動力ポンプ付 積載車	
第5分団	第1部	下奥富 849-2	軽量鉄骨造 2階建	建面 39.00 延面 75.12	消防ポンプ 自動車	昭和51年12月3日
	第2部 第1班	上奥富 855-7	鉄骨造 2階建	建面 52.10 延面 104.20	小型動力ポンプ付 積載車	平成10年3月27日
	第2部 第2班	下奥富 1953-3	鉄骨造 2階建	建面 33.78 延面 62.92	小型動力ポンプ付 積載車	昭和62年3月16日
	第2部 第3班	下奥富 1403	軽量鉄骨造 平屋建	建面 36.795	小型動力ポンプ付 積載車	昭和53年3月31日
第6分団	第1部	柏原 2675-2	鉄骨造 2階建	建面 56.20 延面 110.90	消防ポンプ 自動車	平成30年2月28日
	第2部	柏原 2358	鉄骨造 2階建	建面 56.00 延面 107.70	消防ポンプ 自動車	平成17年3月28日
第7分団	第1部	広瀬 2-12-19	鉄骨造 2階建	建面 52.10 延面 104.20	消防ポンプ 自動車	平成9年3月31日
	第2部	笹井 1836-1	鉄骨造 2階建	建面 52.15 延面 104.30	消防ポンプ 自動車	平成11年3月25日

## 第11 航空機事故関係

### 1 自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定

航空自衛隊入間飛行場及び在日米軍横田飛行場周辺において、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制に関し、下記関係機関は次の協定を締結する。

#### (関係機関)

埼玉県、埼玉県警察本部、狭山市、入間市、所沢市、川越市、川越地区消防組合、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島町、坂戸鶴ヶ島消防組合、日高市、東京防衛施設局、航空自衛隊中部航空警戒管制団

#### (目的)

第1条 この協定は、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合における事故通報及び被災者に対する救援活動を的確かつ迅速に実施するため、関係機関相互の連絡調整体制を整備することを目的とする。

#### (連絡責任者の設置及びその任務)

第2条 各関係機関に別表「航空事故連絡責任者職名表」に定める連絡責任者及び副連絡責任者を多き、事故の通報・救援活動等の連絡に当てる。

2 連絡責任者は、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害を知つた時は別図「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡責任者に者に直ちに通報するものとする。

3 副連絡責任者は、連絡責任者を補佐し、連絡責任者不在の場合はその任務を代行する。

4 各関係機関は、別表「航空事故連絡責任者職名表」に変更があつた場合は直ちに航空自衛隊中部航空警戒管制団へ通知し、航空自衛隊中部航空警戒管制団は他の関係機関へ通知する。

#### (現地連絡所の設置)

第3条 航空事故による災害が発生した場合、自衛隊機事故の場合は航空自衛隊中部航空警戒管制団が、米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、関係機関相互の事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等を円滑にするため、事故現場を管轄する他の関係機関の協力を得て、当該事故現場近辺に現地連絡所を設置する。

2 航空自衛隊中部航空警戒管制団又は東京防衛施設局は現地連絡所の設置に当たつて、関係機関に対し、所要の措置又は必要人員等の派遣について協力を要請することができる。

#### (救急及び救援活動)

第4条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救援及び救急活動の分担及び協力については、自衛隊機事故及び米軍機事故のそれぞれについて、第8条の規定による連絡会議において定める。

#### (被災者救援の優先)

第5条 事故現場を管轄する関係機関はあらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

#### (保有機材等の活用)

第6条 関係機関は、救急及び救援活動のため、その保有する通信機器・車両等を適切に活用するものとする。

(被害調査活動)

第7条 自衛隊又は防衛施設局は警察、消防等の関係機関の現場活動に支障のない限りにおいて被害調査活動を行うことができる。

(連絡会議の開催)

第8条 この協定の円滑な運営を図るため、各関係機関から成る連絡会議を開催する。

2 連絡会議の細目については、別途定める。

付則

1 この協定は、昭和54年11月12日から発効する。

2 この協定を改正する場合は、第8条に定める連絡会議において検討し改正する。

3 この協定書は、協定当事者がそれぞれ各1通保有する。

昭和54年11月12日

埼玉県知事 畑 和

埼玉県警察本部長 安田 修

狭山市長 町田 佐一

入間市長 水村 仁平

所沢市長 平塚 勝一

川越市長 加藤 瀧二

川越地区消防組合 管理者 加藤 瀧二

飯能市長 市川 宗貞

坂戸市長 林 徳之輔

鶴ヶ島町長 岸田 長

坂戸鶴ヶ島消防組合 管理者 林 徳之輔

日高町長 駒野 昇

東京防衛施設局長 高島 正一

航空自衛隊中部航空警戒管制団 指令 長谷 清

## 2 航空事故等連絡会議規約

「自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定(以下「協定」という。)」第8条の規定に基づきこの規約を定める。

### (目的)

第1条 この連絡会議は、航空自衛隊入間飛行場及び在日米軍横田飛行場周辺において、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害(以下「航空事故等」という。)が発生した場合の連絡調整体制を整備し総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

### (名称)

第2条 本連絡会議は、航空事故等連絡会議(以下「会議」という。)と称する。

### (会議の構成)

第3条 会議は別表の関係機関をもって構成するものとする。

2 各関係機関は、必要に応じ下部機関等から関係者を参加させることができる。

### (会議の所掌)

第4条 会議は、航空事故等が発生した場合における必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するための所要の措置を協議するものとする。

2 会議は、前項で定めるもののほか、協定の運営上必要な事項について協議するものとする。

### (会議の開催)

第5条 会議は、年1回定例会議を開催するほか、必要に応じ臨時会議又は分化会議を開催することができる。

2 会議の運営は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が各関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとする。

### (議決事項)

第6条 会議の決定事項は、議事録をもって確認するものとする。

2 中部航空警戒管制団は、会議終了後、各関係機関へ会議の決定事項を文書で通知するものとする。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が担当する。

### 附則

1 この規約は、平成10年3月20日から施行する。

2 航空事故等連絡会議規約(昭和55年3月1日)は、廃止する。

別表

関係機関表

区分	関係機関
県	埼玉県
警察	埼玉県警察
市	狭山市、入間市、所沢市、川越市、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島町、日高市
消防	川越地区消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、埼玉西部広域事務組合
施設局	東京防衛施設局
自衛隊	中部航空警戒管制団

# 用語集



## 【あ行】

### IoT

「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」を意味し、家電製品・車・建物など、様々な「モノ」をインターネットと繋ぐ技術のこと。

### アウティング

性的少数者本人の同意なく、性的少数者であることを第三者に暴露すること。

### アセスメント

心身の状態や日常生活の状況等の情報を収集し、数値的・客観的に評価・分析すること。

### 網措置

電気通信事業者が、災害時に通信ネットワーク（電話やインターネット）を維持・復旧するために、その通信設備（網）に対して行う技術的・運用的な措置全般のこと。

### AI

「Artificial Intelligence（人工知能）」の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

### 液状化

ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わることで、地層自体が一時的に液体状になる現象のこと。

### SNS

「Social Networking Service」の略で、インターネット上で人と繋がったり、情報を共有したりするためのサービスのこと。（例：Facebook、LINE、X（旧 Twitter）、Instagram 等）

### LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー、トランセンド（出生時に法的・社会的に割り当てられた性別や、その性別に期待されるあり方とは異なる性別で生きている人・生きていたい人）、クイア（規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ）やクエスチョニング（自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めてたくない人、典型的な男性・女性ではないと感じる人）の頭文字をとった言葉で、セクシュアルマイノリティ（性的少数者・性的マイノリティ）を表す総称のひとつ。

## 【か行】

### 感染症アウトブレイク

一定期間内に、特定の地域、特定の集団で予想されるより多く感染症が発生すること。

### 感染症サーベイランス

感染症の発生状況を収集・把握し、得られた情報の解析を行うことで、感染症の流行を早期発見し、対応につなげる仕組みのこと。

## **キキクル**

気象庁のホームページで公開されている危険度分布情報で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。

## **帰宅困難者**

通勤、通学、買い物等のために外出している者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒歩で自宅に帰宅することが困難な者のこと。

## **急性期**

主に災害医療の分野で使用される用語で、発災からおおよそ1週間の期間を指す。

発災直後から復興までの時間の経過をフェーズ(局面・段階)で区分し、超急性期(発災直後～72時間)、急性期(72時間～1週間)、亜急性期(1週間から1か月)、慢性期(1～3か月)、中長期(3か月以降)に区分する。

## **業務継続計画(BCP:Business Continuity Plan)**

災害時に行政が被災し、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等について、あらかじめ定める計画のこと。

## **緊急安全確保**

警戒レベル5に該当する避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合に、市町村長から、必要な地域の居住者等に対して、直ちに自らの命を守る最善の行動をとる必要があることを知らせるために発令される情報のこと。

## **緊急救助隊**

各地区における市民の救出・救護、警備活動、指定避難所の開設・運営、行方不明者の捜索等を行うために市職員により編成され、危機管理班長の指揮下において、必要な業務に従事する。

なお、指定避難所の開設・運営等、現地災害対策本部の業務に従事する場合は、現地災害対策本部長の指揮下で活動する。

## **緊急交通路**

災害対策基本法等の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間のこと。

主に高速自動車道国道及び自動車専用道路が指定されることとなり、市内では関越自動車道、近隣では国道254号の指定が予定されている。

なお、その他の道路も必要に応じて、緊急交通路に指定される。

## **緊急通行車両**

道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両のこと。

## **緊急輸送道路**

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。

## **クールダウンスペース**

周囲の音や光を遮ることで障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間のこと。

## **クラウドコンピューティング技術**

インターネットを介して提供されるコンピューティングリソースを利用する技術のこと。

物理的なハードウェアを所有・管理することなく、利用期間・内容に応じた費用を負担することで様々なサービスの利用が可能となる。

## **警戒区域**

災害対策基本法第63条に基づき市町村長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため災害応急対策に従事する者以外に対して、立入りの制限及び禁止、退去を命じることのできる区域のこと。

## **警戒レベル**

災害発生の危険度や災害発生時にとるべき避難行動を住民が直感的に理解するため、5段階のレベルに分けて提供される避難情報や防災気象情報等のこと。

## **啓開**

がれき瓦礫や障害物を取り除き、緊急車両や船舶が通行できるように道路や水路を切り開くこと。

## **激甚災害**

大規模な地震や台風など、著しい被害を及ぼし、復旧・復興のため被災自治体への財政的な援助が必要となる大規模災害のこと。

中央防災会議があらかじめ定めている基準により、政令で指定される。

## **検案**

監察医や医師が死亡原因を調べること。

## **検視**

検視官(警察官)が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。

## **洪水浸水想定区域**

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、水防法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する。

## **公共土木施設**

河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園のことを指し、公共事業で整備される。

## **高齢者等避難**

警戒レベル3に該当する避難情報で、高齢者等(避難に時間を要する又は自力で避難することが困難な高齢者及び障害のある方並びにその方の支援をする方)が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

## **コージェネレーションシステム**

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているコージェネレーションシステムは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用している。

## **個別避難計画**

避難行動要支援者ごとに作成する避難支援の実施計画のことで、発災時の避難先や避難支援者、緊急連絡先等の共有のために作成する。

## **【さ行】**

### **災害救助法**

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律のことで、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

### **災害拠点病院**

災害時に多発する重症傷病者に対する救急医療体制を確保するための病院のことで、高度な診療機能・被災地からの重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・災害派遣医療チーム「埼玉 DMAT」の派遣機能等を備えた「地域災害拠点病院」と、これらの機能を強化して災害医療に関する研修機能を備えた「基幹災害拠点病院」の2種類がある。

### **災害時帰宅支援ステーション**

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

### **災害時連携病院**

災害時に重症患者を受け入れる災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れる病院のこと。

災害派遣医療チーム「埼玉地域 DMAT」を保有し、災害現場での活動など速やかな医療救護活動を実施する。

### **災害対策基本法**

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関等によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律のこと。

### **災害対策本部**

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

### **査定前着工制度**

災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度で、生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合に活用される。

### **事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)**

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

### **指定河川洪水予報**

防災関係機関等による水防活動の実施や住民の避難行動の判断材料となるよう、気象庁と河川管理者が共同で発表する指定河川の水位又は流量を示した洪水予報のこと。

### **視程障害**

空気中の雪、雨、霧、煙、塵などの浮遊物により光が散乱・吸収・反射され、周りの景色が見えづらくなる現象のこと。

### **指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関のこと。

### **指定地方行政機関**

指定行政機関(災害対策基本法に基づいて、内閣総理大臣が指定する国の行政機関)の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて、内閣総理大臣が指定する機関のこと。

### **指定地方公共機関**

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関のこと。

### **市内後方医療機関**

狭山市内において、災害時に重症、中等症患者を受け入れる病院のこと。

### **受援計画**

大規模災害の発生時に、被災した自治体が他の公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

### **しゅんせつ**

洪水防止、水深確保、水質改善等のため、河川や港湾などの水底に堆積した土砂やヘドロなどを掘り取って除去する土木工事のこと。

### **商用電源**

電力会社から供給され、一般家庭や工場等の電力消費者に届けられる電力のこと。

### **新物資システム(B-PLo)**

平常時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステムのこと。

令和2年度から運用が開始され、令和7年度に「新物資システム(B-PLo(Busshi Procurement and Logistics support system))」として、視認性や操作性を向上させ、物資支援業務へ精通していない職員でも利用しやすいシステムに改修された。

### **水防管理者**

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

## **水防管理団体**

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

## **性的マイナリティ**

同性愛者や性同一性障害(トランスジェンダー)など、多数派とは異なる性のあり方を持つ人々のこと。

## **【た行】**

### **対策工**

特に、地すべりや落石などの自然災害対策として、災害や問題の発生を防いだり、影響を軽減したりするための工事や対策の総称。

### **タイムライン**

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。防災行動計画ともいう。

特に、水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のことを「マイ・タイムライン」という。

### **たん 湛水型内水氾濫**

大雨等により排水先の河川の水位が上昇し、排水路や下水道から河川への排水ができずに雨水が逆流し、市街地や住宅地が浸水する現象のこと。河川の周辺で発生する。

### **デイグ DIG(Disaster Imagination Game)**

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握することで、地域のリスクや具体的な避難経路等について考えるゲーム形式の訓練のこと。

### **ディーマット DMAT**

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場において、急性期(おおむね 48 時間以内)から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

### **とうしゅこう 頭首工**

農業用水を河川から取水するため、河川を堰き止めて水位を上昇させ、水路へ流し込む施設(水門、堰堤、土砂吐き等の施設総称)のことで、用水路の頭の部分にあたることからこの名称が用いられる。

### **道路啓開**

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

## **特定大規模災害**

災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害のこと。

阪神・淡路大震災や東日本大震災と同等規模以上の災害が想定されている。

## **土砂災害警戒区域・特別警戒区域**

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域のこと。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命や身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域のことで、特定の開発に対する制限や建築物の構造規制等が行われる。

いずれも土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する。

## **土砂災害警戒情報**

降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難指示を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のこと。

## **土壤雨量指數**

気象庁が採用している土砂災害発生の危険性を判断するための降雨指標のことで、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、数値化したもの。

数値が大きいほど土砂災害や洪水などの災害発生の可能性が高くなる。

## **トリアージ**

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急救度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

## **【な行】**

### **南海トラフ地震**

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震(1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震)が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が相対的に高まっている。

また、気象庁は南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

### **のり 法崩れ**

道路や堤防などの法面(傾斜した面)が、雨水や地震、河川の流れなどによって崩れ落ちる現象のこと。

## 【は行】

### ハグ HUG(Hinanjo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を疑似的に体験するゲーム形式の訓練のこと。

### ハザードマップ

地震、洪水、土砂災害等の被害が予測される危険区域や避難場所・避難所などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

### 被災建築物応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が「危険(赤色)」・「要注意(黄色)」・「調査済(緑色)」の3段階で判定し、ステッカーで表示する制度のこと。

### 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者の自立した生活の再開を支援するための支援金のこと。

### 被災宅地危険度判定

地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止するため、被災宅地危険度判定士が、被災した宅地の危険度を判定する制度のこと。

### 被災度区分判定

地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体等の損傷状況を調査し、その被災の程度を無被害、軽微、小破、中破、大破、倒壊の区分で判定するととも、復旧の要否・可否を判定する制度のこと。

### 避難確保計画

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の施設管理者等が、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の実施のために必要な事項を定める計画のこと。

### 避難指示

警戒レベル 4 に該当する避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

### 表面雨量指数

地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもので、大雨警報・大雨注意報の判断基準に用いられる。

### 閉塞建築物

倒壊した場合に前面道路幅員の半分以上を閉塞するおそれのある建築物のこと。

### 保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本病院医療支援班(AMAT)、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、看護師チーム(被災都道府県以外の都道府県、市町

村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む。)、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)の総称。

## 【ま行】

### マグニチュード(M)

地震そのものの大きさ、規模を表す尺度のことと、地震による揺れ(地震動)の大きさを表す震度とは異なる。

マグニチュードが1増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2増えると1024倍( $32 \times 32$ )となる。

### モーメントマグニチュード(Mw)

地震の大きさを表す指標。地震によって発生する断層のずれの大きさ、面積、剛性率などから計算され、大きな地震の規模を表す際に用いられる指標のこと。

地震計で観測される波の振幅から計算される従来のマグニチュード(M)は、大きな地震では頭打ちになる(正確に表せない)場合がある一方、モーメントマグニチュード(Mw)は断層のずれの規模を正確に反映するため、大きな地震においても信頼性の高い指標となる。

## 【や行】

### 要援護者

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」における要援護者は、65歳以上の単身高齢者、5歳未満の乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護認定者(要支援者を除く)、難病患者、妊娠婦、外国人と定義されている。

### 要配慮者利用施設

高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦など、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設、その他施設の総称。

## 【ら行】

### ライフライン

電気、ガス、水道などのインフラ、電話・インターネットなどの通信システム、鉄道やバスなどの輸送システムなど、日常生活に不可欠なサービスや設備の総称。

### 罹災証明書

自然災害によって家屋等への被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、市町村が家屋等の調査を実施し、その被害の程度を証明する書類のこと。

### 流域雨量指數

河川の上流域で降った雨が河川に沿って下流へと移動する量を計算して数値化したもの。大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。

### ローリングストック

日ごろ食べている食品や飲料水等を通常より多めに買い置きし、古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量を備蓄する備蓄方法のこと。